

平成30年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月7日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 承認第2号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 承認第3号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第10 議案第36号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第37号 瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第12 議案第38号 財産（小学校教育用I C T機器）の取得について
- 日程第13 議案第39号 財産（校務用クライアントパソコン機器等）の取得について
- 日程第14 議案第40号 財産（行政用クライアントパソコン機器等）の取得について
- 日程第15 議案第41号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第16 議案第42号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第43号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第44号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第45号 瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第46号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第47号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番 松野貴志

2番 今木啓一郎

3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 監事 事務局 局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	宇野伸二
書記	熊崎響		

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも改めまして、おはようございます。

ただいまから平成30年第2回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴にお越しく下さいました皆様方、大変長らくお待たせをいたしました。最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号12番 広瀬武雄君と13番 堀武君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの20日間にしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの20日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

10件報告します。

まず、7件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、7件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成30年2月分、3月分及び4月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定

により監査委員から受けております。

監査は1月29日に幼児支援課、2月13日に商工農政課を対象に実施され、いずれも財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果については、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は随意契約事務について行われ、平成27年4月1日から平成29年8月31日を監査対象期間として実施されました。監査結果につきましては、お手元に配付の行政監査結果報告書のとおりであります。

4件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

3月30日に同組合の平成30年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は2件で、平成30年度当初予算1件と岐阜地域児童発達支援センター条例の一部を改正する条例1件です。

予算案は、総額を1億1,677万5,000円とし、前年度比較で924万2,000円、率にして7.3%の減となる内容でした。

条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い所要の改正を行うものでした。

いずれの議案も原案のとおり可決されました。

ちなみに、瑞穂市からの利用者は、平成30年3月1日現在11人です。前年同期は8人でしたので、3人の増となっております。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月19日に東海市議会議長会の第101回定期総会が静岡市で開催され、議長、副議長が出席しましたので報告します。

総会では、一般表彰議員10年以上の部で広瀬武雄議員、清水治議員、庄田昭人議員の3人が表彰されました。その後、会務報告と12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決・認定・承認されました。また、来年度の開催都市は三重県津市に決定をいたしました。

6件目も同じく市議会議長会関係の報告です。

5月23日に中濃十市議会議長会が山県市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。

会議では、平成29年度の会務報告の後、平成29年度決算、平成30年度予算など計4議案が審議され、いずれも可決、または認定されました。また、当市から所有者不明土地の利用促進についての議案を提出し、全会一致で可決されました。

役員改選では、会長に各務原市、副会長に可児市、監事に山県市の議長が選任されました。

なお、11月5日には中濃十市の全議員を対象とした研修会を各務原市で開催する予定なので、

御参加いただきたいと思います。また、次期市議会議長会の開催地が当市に決定されました。

会議終了後は、株式会社オンダ製作所富永工場にて視察が行われ、その後情報交換会が開催されました。

7件目も同じく市議会議長会関係の報告です。

5月30日に全国市議会議長会の第94回定期総会が東京国際フォーラムで開催され、副議長と私の2人が出席しましたので報告いたします。

総会は、まず開会式が行われ、来賓祝辞に続いて表彰式と会議に入りました。

表彰式では、一般表彰議員10年以上の部で広瀬武雄議員、清水治議員、庄田昭人議員の3人が表彰されましたので、後ほど伝達を行いたいと思います。

会議では会務報告の後、平成28年度の各会計決算、平成30年度の各会計予算、各部会及び会長から提出された計32議案が審議され、いずれも可決、または認定されました。

役員改選では、東海支部の部会長に静岡県富士市が、岐阜県の役員として理事に岐阜市、評議員に大垣市、多治見市、関市と中津川市が選任されました。

翌日の5月31日には、市議会議員共済会第116回代議員会が開催され、当市は今年度役員市となっているため、副議長と私の2人が出席しましたので報告します。

会議では事務報告を行った後、平成29年度会計決算について審議され、認定されました。

それでは、先ほど報告いたしましたとおり、表彰状の伝達を行いたいと思います。

広瀬武雄議員、清水治議員、庄田昭人議員は演壇の前へお願いいたします。

〔12番 広瀬武雄君 登壇〕

〔11番 清水治君 登壇〕

〔9番 庄田昭人君 登壇〕

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、広瀬武雄殿。

あなたは、瑞穂市議会議員として10年、瑞穂市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰をいたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長 山田一仁。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔12番 広瀬武雄君 降壇〕

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、清水治殿。

以下、同文でございますので省略させていただきます。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔11番 清水治君 降壇〕

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、庄田昭人殿。

以下、同文でございますので省略させていただきます。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔9番 庄田昭人君 降壇〕

○議長（藤橋礼治君） おめでとうございます。

以上、報告しました7件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思
います。

8件目は、所得税法第56条の廃止を求める請願が5月16日に提出され、受理しましたので、
後日議題にしたいと思います。

9件目は、請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書が
6月6日に提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果報告を願います。

4月12日から13日の観光をテーマにした第1回市町村議会議員特別セミナーについて、若園
五朗君から報告を願います。

15番 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

議席番号15番 若園五朗、新生クラブ。

議長の指名によりまして、議員派遣の結果報告をさせていただきます。

さきの議会で議決されたとおり、4月12日から13日の2日間にわたり滋賀県大津市の全国市
町村国際文化研究所において、平成30年度第1回市町村議会議員特別セミナーを受講してまい
りました。全国から229名が参加され、当市からは清水議員、北倉議員、松野貴志議員、若井
議員、私、若園五朗、計5人で受講してまいりました。

それでは、代表して報告させていただきます。

研修の1日目は4月12日木曜日、午後の部、講義1は豊岡市の観光戦略、講義2は観光立国
と地方創生～インバウンドが切り拓く地域の未来。そして研修の2日目は、午前の部、講義3
は観光・地域振興のあり方を考える。最後に、講義4は京菓子老舗女将のとおきのお話と
いう題目でお話をいただきました。

今回、受講を通じまして、地域の未来、観光、地域振興の先行事例や新しい考え方を学び、
一つでも瑞穂市における観光戦略を生かせないかと思い受講してまいりました。

それでは、講義した順にそれぞれ報告させていただきます。

まず講義1は、豊岡市の観光戦略における主にローカル・アンド・グローバルについて、講
師の兵庫県豊岡市長 中貝宗治先生のお話をいただきました。

最初に、豊岡市が観光に注力した経緯についてですが、全国同様の人口減少に対する危機感
があり、中でも豊岡市の人口減少において特徴的なのは、10代の人口が減少していることです。
高校卒業後、都市部の大学に入学し、卒業後にふるさとに帰郷している人は約40%、若者は地

方で暮らすことが閉鎖的であり、チャンスがないと否定的なイメージを持たれるのではないか。そのようなイメージを払拭する必要を感じ、一つの考え方としてローカル・アンド・グローバルに至りました。ローカル・アンド・グローバルとは、世界に通じるローカルを磨くことです。これを実現するため、豊岡市では観光戦略において3つの戦略を立てました。

1つ目は、小さな世界都市を目指すことです。豊岡には城崎温泉がありますが、小さな旅館が集まって成り立っています。旅館に宿泊し外湯をめぐるコースをつくり、コース沿いには喫茶店、お土産店もあり、町ぐるみで同じ目標である観光都市を目指しています。

2つ目は、文化とアートに触れてもらうことです。その拠点の一つが2014年にオープンした城崎国際アートセンターです。劇場や稽古場、宿泊施設がそろってアーティストのための滞在型施設です。国内外で活躍されている作家や舞台俳優に数日から数カ月滞在してもらい、じっくり創作活動に専念してもらう施設です。

3つ目が環境問題への取り組みです。日本で暮らしていたコウノトリは、昭和46年に豊岡を最後に日本の空から姿を消しました。兵庫県豊岡市は昭和40年から人工飼育に取り組み、平成17年初めには放鳥に成功いたしました。そして、コウノトリを取り巻く環境である農地や生息地となる湿地帯の整備を行い、現在100羽を超えるコウノトリが豊岡を中心に日本の空を悠々と舞っています。

このような観光戦略の取り組みを通じ、世界に通ずるふるさとを守り、若者が帰ってきたいと思うような魅力ある豊岡市を目指していることが伝わる講義でした。豊岡市は、市長を中心としてすばらしい観光戦略の取り組みをされていることが、講義を受けてよく理解を深めることができました。

次に、講義には観光立国と地方創生～インバウンドが切り拓く地域の未来について、一般社団法人日本インバウンド連合会理事長である中村好明先生から講義をいただきました。

先生は、現在、我が国は経済不安や急激な人口減少などさまざまな問題に直面しています。そんな社会をこれからより持続可能なものに変えていく上では、外国人の来日観光、言いかえればインバウンド振興こそが重要であると述べられておりました。観光は、地域経済の活性化や雇用機会の増大、豊かな生活環境の創造にも貢献し、観光とは単なるレジャーではなく、我が国が世界ナンバーワンの観光立国を目指すためのグローバル戦略、すなわち観光立国革命戦略は、私たち日本人が文化・歴史・伝統などみずからのアイデンティティーを取り戻し、磨きをかける最大の機会であると教えていただきました。

また、中村先生が書かれた花仕事と米仕事というコラムの中で、全国の観光列車を手がけたことで有名な工業デザイナーの水戸岡鋭治氏の言葉をモチーフに、将来の我が国の観光立国実現に向け、米仕事とは自分・自社の稼ぐための仕事、花仕事とは地域の社会のための公共への奉仕・貢献が重要であると説明されてみえます。地域のインバウンドの成功には、この2つの

仕事を同時に並行して行うことが不可欠である。農家の人々は朝5時において農作業、米仕事をした後、午後には花仕事として傷んだ橋の修理、用水のしゅんせつ、お祭りの準備など村全体の仕事をする。これによって村の環境や文化、人、物事が絶えず栄えていくと話され、感銘を受けたところでございます。

次に、研修の2日目、講義3は観光・地域振興のあり方を考えるについて、立教大学観光学部 東徹先生に講義をいただきました。この講義の中で特に強調に述べられていたのは、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを目指していくことであるとおっしゃって見えました。通常、観光振興というと、市内に来てくださる観光客をいかに楽しく、いい気分になってもらうかに重きを置かれ考えがちですが、これらが誤りなのではないかということです。つまり、観光振興は経済効果だけではなく、あくまで住んでいる人々が誇りを持って生き生きと住んでもらえるように、また住んでいるまちがよくなるために観光をうまく利用しようといった発想を持つことが重要であると話されました。

従来は観光業、観光協会や行政が一体となって観光客の集客や地域振興を主導してきたように思いますが、今後は住民を初め、農・商・工業等の各種事業やNPO、商工会議所を含め、幅広い組織を連携しながら観光資源を磨いていく内発的観光のまちづくりが重要であると述べられて見えました。

また、近年の観光客のニーズ動向に目を移してみますと、従来の観光地を見て回るだけのありきたりな観光ではなく、例えば観光を通じて地域のことをもっと深く知ることができる、住民と交流ができる体験型の観光モデルが求められつつあるということです。そして、今後このような観光モデルを目指すのであれば、市民側が地域の伝統や文化の魅力、そのよさに改めて気づいてもらうことが重要であり、結果的には観光振興のためでなく、市民みずからが地域に誇りや郷土愛を持つことにつながっていくこととなります。

今までは観光地に入って集まってくる人が主でありましたが、市民の人が持っている知識があったり、地域の伝統が観光資源になることを認識して郷土愛につながる可能性がある。そういう姿を目指していくことが大切であると学びました。

最後に講義4は、京菓子老舗女将のとおきのお話と題し、1716年創業、300年10代にわたりまして京菓子店を営まれている笹屋伊織の女将であります京都観光おもてなし大使の田丸みゆき先生から講義をいただきました。先生の実体験をもとに具体的な例を挙げられまして、普通ななかなか聞くことのできない観光業の裏話も含めてお話をいただきました。

そこで、京都人のおもてなしの心について御紹介をいただきました。京都では感謝の意を体現する心遣いの作法が受け継がれております。今では全国の接客業でもされていることではありますが、古くから京都ではお客様への感謝をあらわす作法として、お客様の去りにされている心を残す見送りがあります。買い物に見えた方には、買われてから見えなくなるまで深々と

頭を下げて見送りをする。最後までお客さんへの気配り、感謝を忘れない思いから成るおもてなしの心のあらわれとなっていると話されました。

今回の研修を踏まえ、私の感想を述べさせていただきます。

瑞穂市の観光振興は、富有柿発祥の地であります富有柿と中山道の活用です。さらなる地域資源のブランド化をしていき、外国からも瑞穂市に来ていただく、県外からも来ていただけるような観光振興を進めていかなければならないと思います。中山道の活用を生かすためにも、地元の呂久地域のボランティア活動をしてみえる方々と商工会も含め幅広い組織で連携をしていき、観光資源を磨く観光のまちづくりが重要であると思いました。

また、京菓子老舗のお店が300年続いて繁栄されてきたことは、お客様本位のおもてなしの心、相手を大事にされてみえることと思われました。このことは、行政職に携わる者も大変参考になる考えだと思われました。今回の受講してきたことを踏まえ、市民の声を聞いて、執行部、議会の皆さんとともに瑞穂市の観光振興に努めてまいりたいと思います。

以上で2日間の市町村議会議員特別セミナーの研修報告を終わります。

日程第4 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

議会基本条例推進特別委員会から会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議会基本条例推進特別委員会委員長の庄田昭人です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は、平成28年12月定例会において、第1回委員会の中間報告を行いましたので、今回は第2回から第14回委員会までを簡潔に中間報告します。

前回報告内容と重複するところもありますが、まず平成28年12月から平成29年6月までの活動としては、意見交換会部会、議員研修部会の2部会を設置しました。また、平成29年6月から平成30年6月までの活動としては、意見交換会部会、議員研修部会、議会映像配信検討部会の3部会を設置しました。

平成29年1月24日の第2回委員会から計13回の委員会を開催し、それぞれの部会で審議・協議された結果の報告や部会の進捗状況の確認等を行い、部会から提案された内容などを委員会において協議・決定をし、各事業を進めてきました。各部会での活動については、この後、3

部会の部会長に報告をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、意見交換会部会長 森治久君。

○8番（森 治久君） 議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会部会長の森治久でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

意見交換会部会は、議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換会を今年度開催するに当たり、具体的な運営方法等の協議または調整を行うことを目的として設置されました。

それでは、実施した行事ごとに内容をまとめ、報告させていただきます。

平成29年1月17日と2月1日の2回にわたり、第6回議会報告並びに意見交換会を企画・運営するための会議を行い、多くの市民の皆様の参加を呼びかけるための募集方法の検討、配付資料やアンケート内容の確認や役割分担など、当日を迎えるための準備を行いました。

第6回議会報告並びに意見交換会は、平成29年2月5日に市民センターにて開催しました。57名の市民の方々の参加をいただき、議会報告を行った後、意見交換を行いました。

終了後には、2月9日、3月28日、4月7日、4月26日の合計4回にわたり、第6回議会報告並びに意見交換会の総括・反省や、いただいた多くの御意見への回答などの作成を行いました。なお、当日の会議録や御提出いただきましたアンケートの集計等はホームページに掲載しました。

第7回意見交換会は、これまで意見交換をする機会の少なかった若い世代の市民との意見交換の場を設けたいとの思いから、7月26日、8月24日、10月17日の3回にわたり、テーマの設定や意見交換を行う方法など企画・運営するための協議を行いました。

第7回意見交換会は、10月21日に朝日大学で朝日大学との共催で実施しました。43人の朝日大学生の参加をいただき、5つのグループに分かれ、テーマごとに学生と交流しました。

終了後は、11月21日に第7回意見交換会の総括・反省を行い、グループごとの意見のまとめなどをホームページに掲載しました。

11月11日には、可児市中恵土公民館で行われました可児市議会報告会の視察研修を行いました。可児市では議員と市民が一緒のグループになり、ワークショップ形式で議会報告を行っていました。また、それぞれのグループでは議員が議会報告を行い、市民から意見や質問を聞き答えるといった方式で、当市の意見交換会を進めるに当たり大変参考になりました。

平成29年12月18日と平成30年1月16日の2回の会議では、第8回意見交換会をワークショップ形式で行うため、会場の設営方法やテーマの設定、総合司会、役割分担やアンケートなどを検討しました。なお、テーマについては、「変えていこう穂積駅周辺」「大月多目的広場の利用方法を考えよう」としました。また、1月30日には、私たち議員がテーブルファシリテータ

一を行うための事前研修や執行部からのレクチャーといった第8回意見交換会を迎えるに当たっての事前準備を行いました。

第8回意見交換会は、2月4日に市民センター、巢南公民館の2会場において、初めて市民とのワークショップ形式にて開催しました。38人の市民の方々に参加をいただき、私たち議員2名とグループをつくり、テーマに沿って話し合いをしました。

終了後は、3月14日と4月11日に第8回意見交換会の総括・反省を行い、アンケートの結果のまとめやグループごとの意見のまとめなどをホームページに掲載しました。また、次年度の意見交換会のあり方などを意見交換しました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会のこれまでの活動報告を終わります。
意見交換会部長 森治久。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、議員研修部会長 若園正博君。

○7番（若園正博君） 議会基本条例推進特別委員会議員研修部会の部会長の若園正博です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会議員研修部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

議員研修部会は、議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実強化を図るに当たり、具体的な実施方法等の協議または調整を行うことを目的として設置されました。

それでは、実施した研修ごとに内容をまとめて報告します。

平成29年1月16日に、平成28年度第1回議員研修会を企画・運営する協議を行い、日程や場所、役割分担などを決めました。

平成28年度第1回議員研修会は、講師に岐阜高等専門学校の坂本先生、株式会社テイコクの小森先生をお迎えして、2月14日に初めてこの議場で開催しました。テーマは公共交通政策やコミュニティバス事業についてで、当日は市職員の研修も合同で行われ、参加者は合計54人でした。

終了後の2月20日には、第1回議員研修会の反省・総括を行ったほか、政務調査費についての研究を行いました。

4月10日と5月11日には、常任委員会ごとの視察研修のあり方についてのルールづくりや、次年度に向けた検討事項等を協議しました。

7月25日と8月17日には、議員研修会を企画・運営する協議を行い、講師の選定、日程や場所、役割分担などを決めました。

平成29年度第1回議員研修会は、講師に広島県福山市役所企画財政局企画政策部の中村啓悟部長をお迎えして、8月28日に開催しました。テーマは連携中枢都市圏構想についてで、当日は市職員の研修も合同で行われ、参加者は合計31人でした。

終了後の12月11日には、議員研修会の反省・総括を行ったほか、各委員会の委員派遣の総括

を行いました。

12月11日には、平成29年度第2回議員研修会を企画・運営する協議を行い、講師の選定、日程や場所、役割分担などを決めました。

平成29年度第2回議員研修会は、講師に日本ファシリテーション協会の杉原先生をお迎えして、平成30年1月16日に開催しました。テーマはファシリテーションとワークショップについてで、第8回意見交換会を迎えるに当たっての研修で、当日は議員13人の参加がありました。

終了後の2月21日には、第2回議員研修会の反省・総括を行ったほか、次年度の議員研修会のあり方についての意見交換を行いました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会議員研修部会のこれまでの活動報告を終わります。平成30年6月7日、議会基本条例推進特別委員会議員研修部会長 若園正博。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、議会映像配信検討部会長 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それでは、議会基本条例推進特別委員会の議会映像配信検討部会部会長の議席番号12番 広瀬武雄でございますが、長くなっておりますので簡潔に御報告申し上げたいと思います。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定によりまして、議会基本条例推進特別委員会議会映像配信検討部会のこれまでの活動の報告をさせていただきますと思います。

議会映像配信検討部会は、議会基本条例第19条第2項に規定する情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用策として、議会映像の配信を検討することを目的として設置されたものでございます。

それでは、実施いたしました会議の順にその内容をまとめて御報告申し上げます。

平成29年7月31日の会議では、他市町の議会映像配信の状況や今後の部会運営について話し合いました。

8月10日には、議会映像配信システムを提供している業者に来ていただきまして議会映像のデモを行い、予算的なことを含めまして多くの質問などを行いました。

議会映像の配信を行っている近隣市町の状況を調査するために、11月2日には美濃加茂市、11月6日には本巣市と大野町へ視察に伺いました。視察では、配信に係る設備関係や設置後の市民等の反応など21項目にわたりまして質問をいたしました。

視察を受け入れていただいた2市1町には大変丁寧に御回答や参考になる多くの御意見を指導していただき、感謝申し上げます。

11月20日には、2市1町の視察研修の総括・反省を行い、21項目にわたる質問についての回答結果をまとめ、視察の感想など意見交換を行いました。

平成30年4月11日には、視察研修の回答結果のまとめや部会員の感想などを踏まえまして、

私たちの市議会にはどのような配信方法がよいのかを検討し、配信時期、配信場所、中継方法、配信内容、映像の配信期間、カメラワーク・テロップ等の6項目に分けて具体的な協議を行いました。視察へ行きました美濃加茂市のような映像配信ができるように、平成31年度当初予算に盛り込むことを目標に、引き続き協議を行っていきたいと考えております。

以上で、議会基本条例推進特別委員会議会映像配信検討部会のこれまでの活動報告を終わります。平成30年6月7日、議会基本条例推進特別委員会議会映像配信検討部会部会長 広瀬武雄。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 最後に、議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） 議会基本条例推進特別委員会委員長の庄田昭人です。

今回は、3部会長から平成28年12月定例会に部会を設置してから今議会まで、①意見交換会部会では、3回の意見交換会の開催や意見交換会をワークショップ形式へ転換してきたこと。②議員研修部会では、3回の議員研修の開催や委員派遣におけるルールづくりを行ったこと。③議会映像配信検討部会では、視察を行って実際の映像配信の状況を確認し、検討を重ね進めていること。このような活動報告をしていただきました。

当特別委員会では、今後において、各部会から提出されたさまざまな課題などにも取り組み、新しい部会設置の検討も行い、目的である議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究を推進し、市民の皆様にはわかりやすい開かれた議会を目指していきたいと考えています。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。平成30年6月7日、議会基本条例推進特別委員会委員長 庄田昭人。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これで議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

それでは、9件の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成30年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会について報告いたします。

平成30年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会が、去る3月27日、巢南庁舎3の2の会議室において開催され、管理者として出席いたしましたので、その状況について報告いたします。

議案は2件であります。

最初に、議案第1号平成29年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ355万6,000円を減額し、1,341万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、負担金23万7,000円、使用料8万1,000円、基金繰入金296万8,000円、雑入27万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務管理費を355万6,000円減額するものであります。

次に、平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。

業務の予定量を給水戸数205戸とし、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,739万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金を201万5,000円、使用料及び手数料を568万1,000円、繰入金を864万1,000円、繰越金50万円、諸収入を55万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、議会費を12万5,000円、総務費を1,270万8,000円、公債費356万円と見込みました。

以上2議案は、採決の結果、全て可決されました。

次に、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告いたします。

平成29年度の事業報告及び決算、並びに平成30年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成29年度の事業では、公共用地、公用地の取得処分はありませんでした。また、用地については現在所有しておりません。

決算では、当期純損失が6万9,870円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。

平成30年度では、公共用地、公用地の取得処分等の事業計画はなく、予算は受取利息の収入と販売費及び一般管理費の支出のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告いたします。

平成29年度の事業報告及び決算、並びに平成30年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成29年度の経常収益は2億4,733万2,563円、経常費用は2億4,731万307円で、正味財産期末残高は5,219万8,156円となりました。

平成30年度は、前年度630万2,000円減額の2億4,331万円の事業収益が計上されています。

次に、報告第4号専決処分の報告について（損害賠償）を報告します。

平成30年3月5日、瑞穂市古橋地内における市道のくぼみが原因で、相手方運転の車両が損

壊した事故について和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第5号平成29年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告します。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費2億1,589万4,000円を平成30年度に繰り越しましたので報告します。

次に、報告第6号瑞穂市国民保護計画の変更について報告します。

国の国民の保護に関する基本指針及び県の岐阜県国民保護計画の変更、市組織の名称変更、並びに市の現在の情勢に基づき、瑞穂市国民保護計画を変更しましたので、議会に報告するものです。

次に、報告第7号債権放棄の報告について報告します。

瑞穂市債権の管理に関する条例第8条の規定により、私債権について、住宅使用料1件で3万1,300円、水道料金106件で29万5,535円、学校給食費35件で93万160円、子育て短期支援利用負担金1件で4,000円につき債権放棄をしましたので、議会に報告するものであります。

次に、報告第8号専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告します。

平成30年5月8日、瑞穂市宮田地内における市道のくぼみが原因で、相手方運転の車両が損壊した事故について和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

最後に、報告第9号専決処分の報告について（損害賠償その3）を報告します。

平成30年5月3日、瑞穂市重里地内における市道のくぼみが原因で、相手方運転の車両が損壊した事故について和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、9件の行政報告をさせていただきました。よろしく御理解お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時55分

再開 午後0時15分

○議長（藤橋礼治君） 大変お待たせをいたしました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6 常任委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りをいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務常任委員会には、18番 藤橋礼治君、15番 若園五朗君、12番 広瀬武雄君、11番 清水治君、10番 若井千尋君、5番 小川理君の以上6人を。産業建設委員会には、14番 広瀬時男君、13番 堀武君、

8番 森治久君、4番 鳥居佳史君、3番 北倉利治君、2番 今木啓一郎君の以上6人を。文教厚生委員会には、17番 松野藤四郎君、16番 くまがいさちこ君、9番 庄田昭人君、7番 若園正博君、6番 杉原克巳君、1番 松野貴志君の以上6名を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、文教厚生委員会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時51分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

総務委員会委員長 若園五朗君、副委員長 清水治君。産業建設委員会委員長 広瀬時男君、副委員長 森治久君。文教厚生委員会委員長 若園正博君、副委員長 松野貴志君。以上のとおりでございます。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りをいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、松野藤四郎君、若園五朗君、清水治君、鳥居佳史君、今木啓一郎君の以上5人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議会運営委員を私が指名したとおり選任することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。
議会運営委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時00分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に松野藤四郎君、副委員長に今木啓一郎君が決定しましたので、御報告をいたします。

日程第8 承認第2号から日程第21 議案第47号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、承認第2号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第21、議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案については、議案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 風薫る新緑のまぶしい季節から、一足早く暑さを感じ始める日が続いてまいりましたが、当市も昨日梅雨入りいたしました。

気象庁によれば、この地方の向こう1カ月の予想は、平年に比べ曇りや雨の日が多いとの見込みです。糸貫川堤のアジサイの美しさもやはり梅雨があってこそと、まちの花として鮮やかに咲き誇ってくれることを切望するところであります。

それでは、開催に当たりまして私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さて、瑞穂市は平成15年5月1日からの誕生で、ことしで16年目を迎えました。まず最初に、市制15周年という節目の年を迎えるに当たり、これを好機と捉え、市政に対する市民意識の高揚と市の活性化を図るため、「笑顔が瑞穂を元気にする！」をテーマに、4月30日から5月6日まで「みずほスマイルウイーク」と位置づけ、笑顔をテーマにした市制15周年記念イベントを開催させていただきました。

その笑顔のキックオフイベントとしまして、「吉本新喜劇&バラエティショー」を総合センターで開催し、芸人による漫才や、皆様おなじみの吉本新喜劇が披露され、子供からお年寄りまで満員となった会場は、笑顔と笑い声でこだましました。

続きまして5月4日には、地図を持って市内の名所、興禅寺の川崎平右衛門の墓碑や美江寺

宿跡などを歩いて写真を撮影してくるというまちの名所探索ゲーム「みずほフォトテーリング」を開催し、多くの方に参加していただきました。

翌5日には、さい川さくら公園で市内初の野外ロックフェス「MIZUHO SMILE JAM」を開催し、およそ2,300の方が来場し、若者のまち瑞穂市ならではのあふれんばかりのエネルギッシュな音楽イベントとなりました。

最後に、「みずほスマイルウイーク」の締めくくりとして、同じくさい川さくら公園で開催した「彩の清流 水と緑のマルシェ」イベントでは、天候にも恵まれ、およそ5,300の方に来場していただき、我がまちのふるさと創生大使、平山浩行さんのトークショー、また瑞穂市在住で、フランスで行われました世界最大級のストリートダンスコンテストで第4位となった実力派ダンサー、KARINさんが出演した瑞穂市の新PRビデオの発表など、会場は大きく盛り上がりました。

ところで、このさい川さくら公園は、ふだんはイベントなど市民が楽しみ、憩う公園となっていますが、公園を含む河川敷は、洪水から市民を守る遊水地の機能を持っています。このさい川さくら公園のある遊水地の貯水能力は、約230万立方メートルであり、昨年10月の台風21号の出水時の際には、この犀川遊水地と犀川排水機の整備効果により、氾濫ボリュームを130万立方メートル軽減し、浸水面積も10分の1に低減されたと木曾川上流河川事務所により試算されているところであります。

先日の5月26日には、石井国土交通大臣にも視察に来ていただいております。平成30年度も国より牛牧排水機場等、多額の予算をいただいております。今後、このさい川さくら公園でのイベントなどを通じて、まちを洪水から守る遊水地機能を持った公園であることを市民に知っていただくとともに、国に対しても河川改修等なお一層の治水事業の推進を働きかけていきたいと考えています。

また、市制15周年記念イベントとしましては、来月29日にも市民から公募で募った合唱団員によるオーケストラの演奏に合わせ、ベートーヴェン交響曲第9番、第九の合唱をネオクラシックコンサートとして総合センターで開催を予定しています。

これら市制15周年記念イベントは、地域への愛着や親しみを図るとともに、市政の主役である市民の幅広い年齢層の人たちが笑顔で楽しみ、地域の魅力の発信を通じ、市内はもとより市外からもお客様を迎え入れ、交流人口の拡大を図れるものではないかと考えています。それと、何とんでも、「みずほスマイルウイーク」中に開催されたさまざまなイベントは、この市制15周年を迎えるに当たって新たな未来に一歩を踏み出す、合併して一つとなった瑞穂市に花を添えてくれたのではないかと感じております。

続いて、さきの3月30日に公表された国立社会保障・人口問題研究所の2018年推計資料によれば、瑞穂市の人口は2030年まで伸び続け、前回推計のピークとなる2025年の推計人口5万

3,933人より3,515人も多い5万7,448人と推計されました。このことは、移住・定住に力を入れている本市としても大変うれしく思うとともに、この推計人口が現実となり、さらに維持していけるよう、持続・継続可能なまちづくりとしていかなければならないと強く感じているところでございます。

そうした中、平成30年度もスタートしてはや2カ月が経過しましたが、平成30年度の予算執行や繰越事業等の諸事業に着手し、積極的に進めているところでございます。その一つとして、平成31年4月から開園予定の公私連携保育所型認定こども園（仮称）ほづみの森こども園に向けた取り組みにおいて、園の運営者となる社会福祉法人慈雲学舎と協定を締結し、これまでにこの地域で対応できていなかった未満児保育の実施、さらに地域で開かれた園として取り組んでいただくなどの内容で協定を結ばせていただきました。

また、（仮称）中山道大月多目的広場事業においても、市民の参画、協働のもと、5月26日に第1回となる公園づくりのアイデアをまとめる市民ワークショップを開催させていただき、着実に事業を進めております。

こうした事業において、どうか議員の皆様におかれましても市政全般を俯瞰した上で、将来の瑞穂市を見据えた建設的な見地から御意見、御提案をいただきますよう切にお願い申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、専決処分の承認が2件、人事案件が2件、財産の取得に関する案件が4件、条例の改正に関する案件が5件、補正予算に関する案件が1件の合計14件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、承認第2号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員 加藤悟氏の任期が平成30年7月4日に満了になることから、引き続き加藤悟氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会の委員の任期が平成30年6月30日に満了となることから、引き続き大野健治氏及び牧野泰蔵氏を、また新たに浅野一雄氏を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第38号財産（小学校教育用ICT機器）の取得についてであります。

小学校教育用ICT機器の購入に当たり、一般競争入札を実施したところ、株式会社中日AVシステムが落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号財産（校務用クライアントパソコン機器等）の取得についてと議案第40号財産（行政用クライアントパソコン機器等）の取得について一括して説明させていただきます。

校務用及び行政用クライアントパソコン機器等の購入に当たり、一般競争入札を実施したところ、それぞれ富士ゼロックス岐阜株式会社が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてであります。

消防ポンプ自動車の購入に当たり、一般競争入札を実施したところ、株式会社ウスイ消防が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の選定に関して、瑞穂市指定管理者選定委員会を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第43号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の代替保育に係る連携施設の基準等を緩和するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第44号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格等の基準を拡大するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第45号瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであり

ます。

旅館業法の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第46号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,067万8,000円を追加し、176億3,067万8,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費として指定管理者選定委員の報酬や財産管理費における家屋調査業務委託料など546万3,000円、民生費として公私連携保育所型認定こども園の施設整備補助金など1,754万7,000円、消防費として退職消防団員報償金など520万5,000円、教育費としてスクール・サポート・スタッフの賃金など240万9,000円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金として認定こども園施設整備交付金など186万5,000円、県支出金として保育所等整備県交付金など947万3,000円、諸収入として消防団員等退職報償共済金520万5,000円、市債としてほづみ幼稚園園舎整備事業債400万円を増額補正し、繰入金として財政調整基金1,013万5,000円を繰り入れるものであります。

次に、議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及び生産性向上特別措置法の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

以上、14件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時47分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第2号から議案第40号までの7議案を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第2号から議案第40号までの7議案は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

承認第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより承認第2号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専

決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第2号は承認されました。

承認第3号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） 日本共産党の議席番号5番の小川理でございます。

承認第3号についての議案ですけれども、お尋ねをしたいと思います。

今回、資料を見ますと第2条関係、課税額でございますけれども、基礎にかかわる課税限度額が54万円から58万円、4万円の引き上げが行われております。これについてお尋ねをしたいというふうに思います。

今回、限度額が引き上がることによって増税になる、いわゆる国民健康保険税が増税になる世帯が生まれてきます。したがって、この54万円から58万円に引き上がるということになりますと、所得でいいますとどのような所得の人たちがこの対象になってくるのか。あるいは、

これによって増税になる世帯が何世帯ぐらいあるのかということをもっとお尋ねしたいと思いません。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問について御説明を申し上げます。

まず限度額に達する所得ということですが、これは4方式の国の試算になりますが、現在は807万円、これが854万円というふうになります。

それから、もう一点の御質問ですが、現在、限度額に達している世帯が180世帯ほどございます。この限度額が上がることによって、限度額から外れる世帯が30世帯ほどになります。したがって、150世帯が増税ということになるかというふうに思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

私も今の件は教えていただきたいと思っておりましたので。

次に、今回も専決処分ということになっておるわけでありましてけれども、過去においてこのようなことをやらなかったと、こういう事例があるのではないかなあというふうに思いますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 過去に専決処分をしなかったのではないかとということをお尋ねですが、私の知る限りは全て専決処分ですべて処理をさせていただいておるというふうに認識しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） これは事実ということですので、過去にそういうことがあったということは事実ではないかなあと思えますので、一度また調べていただきたいなあというふうに思います。

もう一つ最後に、この議案についてですけれども、専決処分ということが当然のことのように行われておりますけれども、これは行われなかった場合にはどのような不利益が生じてしまうのかと。どうしてもこれはやらなきゃならないという理由はどこにあるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問ですが、国保税の賦課期日は4月1日というふうになっておりますので、4月1日現在で条例ができていないと賦課ができないということがございますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） 私は過去にもあるのではないかなあというふうに申し上げましたけれども、もしあるとしますと、こういうことが必ずしも行われなきゃならないという根拠がなくなってくるというふうに思うんですね。ですから、ぜひちょっとその点は確かめていただきたいことをお願いして、以上で終わらせてもらいます。

○議長（藤橋礼治君） ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから許可をいただきましたので、国民健康保険税についての質疑をしたいと思えます。

限度額の専決処分については、私は今までも何回でも言っておるわけですね。専決処分をやめてくださいよと言っているんですが、その理由について、まずお聞きをしたいと思えます。

以下については議席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布というものが3月31日に行われました。この施行が4月1日ということで、このために条例についても同じ3月31日に改正をし、4月1日というのは、先ほど申し上げましたように国保税の賦課期日になりますので、この日から条例を施行させる必要があったということで、やむを得ず専決処分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 限度額の引き上げについては、大分前にも1年後に改正したと、瑞穂市が、そういう経験があると思えます。

今回、54万から58万という限度額、それから軽減が27万から5,000円プラスというふうになってきておるわけですが、29年度の瑞穂市の国保の運営状況、ここから見ますと、私は黒字であって基金を積むような状況ではないかと思うんですね、28年度がそうでしたから。もう29年度は今6月ですので、もうそろそろ実態がわかっていると思うんですね。それにもかかわらず、限度額を国が言ってきたから引き上げるのか。国保が安定運営されておるのであれば、この値上げというのは、この法改正はしなくてもいいと思えますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 課税限度額の引き上げにつきましては、国民健康保険における限度額を超える世帯の割合が被用者保険と比べまして多い状況があるということで、公平性を確保するために引き上げをさせていただいたものです。よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 確認しますが、この引き上げることによって税収を多くというのか、運営状況をよくするために引き上げるというふうの解釈ですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 結果的に税収もふえるかと思いますが、目的としては平成30年度の税制改正大綱にございますように、先ほど申し上げました被用者保険とのバランスということで、公平性の確保ということが目的となっておりますので、よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私のちょっと思いとは違うんですけども、限度額を引き上げることによって、そのふえた分については軽減の対象者、そういった人にお金を振り向けるというふうに解釈するんですよ。それから、この限度額の引き上げの議案が提出されたんですけども、国保というのは現在、県単一化になっていますよね、一本になっていますよね。徴収については各自治体によってあれですけども、これの限度額の引き上げについては県のほうから指示があったのか、ちょっと確認します。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 県からの指示があったかということについては、申しわけございません、ちょっと承知しておりません。済みません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国保はそれぞれ各自治体で運営をするわけですけども、元締めは県になっていますよね。県の依頼によって各市町がそれに見合うような格好で保険料を徴収するわけですけども、県が何も言ってこなかったら、別にうちの自治体としては、国保が安定運営されているというふうに私は解釈するんですよ。

ですから、別に慌てて法改正しなくてもいいというふうに思うんですが、副市長、どう思いますかね、こちら辺は。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先ほども部長のほうから言いましたけれども、被保険者と比べて多い状況であるため公平性を確保するというので、そのお金につきましては、ある一部は軽減の

ほうに行く部分もありますけれども、基本的には国の税制改正に基づいてということで進めていきたいと思います。

また、県のほうで単一化されていきますけれども、今後市のほうで負担の割合を決めていくわけがございますけれども、3方式ということで決めさせていただいていますので、今年度の決算を見がてら、また運営協議会等に諮りながら、少しでも皆さんの軽減に努められたらというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 限度額の引き上げは4月1日からということでございますけれども、県下の各市町の状況はどのようになっていますか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 申しわけありません。ちょっと手元に資料がございませんので、改めて回答させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 手元に資料がないということですので、改めてということですが、改めてというのはいつ、きょうですか、今ですか、いつになるんですか。やはりそれを参考にしないとだめですので、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） もし休憩がいただければ、その間に調べてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩をとります。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時08分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 大変失礼しました。

先ほどの御質問についてですが、今回の税制の改正に伴う条例改正では、県内全ての市町村が改正をしておるということでございます。よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 21市について、県下の各自治体は、この4月1日付で改正をしておるということですね。これは全て専決処分です。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 4月1日ということですので、専決処分になろうかと思えます。よろしくをお願いします。

県単位化になったということで、こういう改正も全て県内統一で同一歩調でやっているというふう聞いております。よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、再度言いますけれども、当市の国保の運営状況は非常にいいと、黒字だと、28年度は。29年度も多分もう決算はわかると思えますけれども、いいというふうに思えますね。その余ったお金を基金に積み立てるといような、多分行政の考え方だと思えます。これが今回の限度額を引き上げる。これはいかにも被保険者に対して、僕はまずいんではないかと。安定した運営ができている中において、保険料を多く取るというようなことは非常にまずいと思うんですよね。

再度確認しますけれども、数年前にも限度額の改正があったときには、多分1年ぐらい延ばしたことがあります。羽島市もあったと思えます。他市町にそういう経験があるわけですよ、うちもありました。そういう考えがないのか、ちょっと再度確認します。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） そういった、おくらせて改正するというのもできないことはないと思えますが、その場合ペナルティーがあるということでございます。そういったことで国と同一歩調でやらせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

それから議員さんもおっしゃられたように、運営状況は黒字状況が続いておるといふふうに聞いておまして、そういったこともあって、税率を下げっていくということも視野に入れながら国保運営協議会に諮っていきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 限度額についてはわかりましたけれども、今の説明ですと運営状況が非常にいいと、税率のほうをとという話がありましたね。固定資産税のほうの減額を6年か7年かけてゼロにするというふうな話ですので、これを前倒しして1年でも2年でも短くすると、こういう考えはあるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） そういったことも含めて、国保運営協議会のほうで協議させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

承認第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第3号は承認されました。

議案第36号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

1点だけちょっとお尋ねをしたいというふうに思っておりますけれども、教育委員会といいますのは、行政から独立したものであるというのがこれまでの当たり前の原則でありましたけれども、これは市長が招集して総合教育会議というものが行えるというふうに改正をされておりますが、この市長が招集して総合教育会議というものが去年行われているのか。また、そういったものは議事録でホームページでも見られるかどうか、その点についてちょっとお尋ねをしたいなあというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 総合教育会議についてお答えします。

これは市長の、首長部局からの要請に応じて、教育委員の方々に集まっていただいて開催しております。昨年度も実施しておりますし、一昨年度もやっております。

事例でいきますと、例えばICT教育の現状はどうであるかということの状況を報告して、委員の方々から意見をいただき、今後のICT教育の推進計画を見直すというようなことも行

ってきました。また、その議事録等についてもホームページ等にごございますので、閲覧することができるようになっております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に加藤悟君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定をいたしました。

議案第37号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） ただいま一括議題となっております日程第11、議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、3名の委員について議会の同意を求められております。

そこでまず、大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決いたします。

瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員に大野健治君を選任することに同意する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に大野健治君を選任することに同意することに決定をいたしました。

次に、牧野泰蔵君を瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員に選任する件の質疑を行います。質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから牧野泰蔵君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決いたします。

瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野泰蔵君を選任することに同意する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野泰蔵君を選任することに決定をいたしました。

次に、浅野一雄君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから浅野一雄君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決します。
瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員に浅野一雄君を選任することに同意する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に浅野一雄君を選任することに同意することに決定をいたしました。

したがって、議案37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任については同意されました。

議案第38号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第38号財産（小学校教育用 I C T機器）取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

議案第38号財産（小学校教育用 I C T機器）の取得について原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第39号財産（校務用クライアントパソコン機器等）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎です。

議長さんより発言の許可をいただきましたので、議案第39号につきまして質疑をいたします。
パソコンですけれども、経年劣化ということですが、262台を書きかえるわけですけれども、経年といいますと何年ぐらいたっているのか。

これの日常管理、業務中には使用できますけれども、学校から帰られるときにはどのような形態でパソコンがあるのか。机の中へ入れて鍵をかけてしまっておくのか。あるいはフロッピー等についてはどのように管理をされているのかお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 松野藤四郎議員からの御質問にお答えいたします。

機種によってばばらなんでございますけれども、今回の校務用クライアントパソコンは、どちらかというソフトが対応が効かないということでございます。262台なんですけれども、デスクトップの端末の15台とノート端末の50台の65台に関しましては、OSの今入っているのがウィンドウズ7というものなんです、それがもう対応が効いていないという状況になります。

それで、新しく10の仕様にかえまして、全体的なネットワークをつくるような段取りに入りたいということでございます。ですから、今全部が何年かということにはちょっとごめんなさい、言えない状態なんでございますが、そういう状況でございます。

目的としては、共有のクライアントシステムを校内LANへの接続をしてサーバーを置いて、今まで先生たちがやってきた教材等々をサーバーにおいてどんどん改善して校務の質を上げていく。それと効率をよくするという、それが目的としてやっております。

それともう一つが、先ほどフロッピーと言われますが、最近はUSBになっています。USBなんですけれども、持ち歩くことはないです。教頭先生等々が管理していただいているということで、それからクライアントパソコンはサーバーとつないでということなので、持って帰ることはございません。当然パソコンが出るということもございませんし、USBも厳重に対応しているということでございますので、外に持ち運ぶことはないようにということで指導しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私の経験からお話しをしますと、業務で使っているパソコンについては、始業時から帰るまでは使いますけれども、その後については電源を切って机の中へしまって鍵をかけておくと、そして帰っていくと、こういうことをしていました。もちろんフロッ

ピー、USBは持ち帰りはできません。今の次長の説明ですと、そこまで細かい話がなかったんですが、現実どのようにされているのか確認をしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 各教員のほうは机の中にしまっているということでございます。

あと、この間、私どもも学校のほうを訪問させていただくんですね、教育委員会で。そういうときには大きなラックに鍵がかかるところがあつて、そこに格納してしまつて教頭先生が鍵を管理しているというところもありました。個々人で入らないところは、まとめてしまつていくという形のところもありました。そういう形で鍵をかって帰るという形でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは小・中学校全部一緒でしょうね、統一されておるんでしょうね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 校長会、教頭会のほうでもそういう話は出ておりますので、統一でやっております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

議案第39号財産（校務用クライアントパソコン機器等）の取得について原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第40号財産（行政用クライアントパソコン機器等）の取得

についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

議案第40号財産（行政用クライアントパソコン機器等）の取得について原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。御苦労さまでございました。

延会 午後3時30分